

行政書士試験研究センターは、平成12年4月の地方分権一括法施行に伴う行政書士法の改正を受けて、行政書士試験制度の調査研究と行政書士試験実施を目的として設立されました。

また、同年5月12日には自治大臣から行政書士試験の「指定試験機関」に指定され、全都道府県知事の委任を受け、行政書士試験を円滑かつ適切に実施してまいりました。

一方、社会経済情勢の複雑・多様化、高度情報社会の進展、規制緩和の推進など行政書士を取り巻く環境は大きく変化し、これらの変化に対応するため契約書作成代理業務の明確化、電磁的記録作成業務の追加など、行政書士法の改正が行われてきました。平成18年度からは行政書士試験の試験科目、試験時間が変更されるなど、試験内容についても必要な改正が行われております。

当センターでは、このような環境の変化に的確に対応するため、日々、行政書士の業務及び行政書士資格にかかる試験制度等についての調査研究及び情報の収集、分析、提供を実施しております。

なお、公益法人改革に伴い、この度内閣総理大臣の認可を受けて平成25年4月1日から一般財団法人に移行いたしました。

今後とも、当センターは、国民と行政の架け橋となる行政書士にふさわしい人材を確保するため、厳正かつ公正な試験実施に努め、国民の期待、信頼に応えてまいり所存です。

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 磯部 力